

【協議事項】

- 1 天草地域自立支援協議会からの
地域課題について**

令和7年9月9日

熊本県障がい者自立支援協議会長 様

天草地域自立支援協議会

会長 長山 直仁

天草地域の課題に係る報告について

日頃より、当協議会の活動につきましてはご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

天草地域自立支援協議会では各種取組を実施しておりますが、下記の課題について市町村の取組だけでは解決が難しいと考えています。

つきましては、令和6年3月29日付け障発0329第26号こ支障第89号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長こども家庭庁支援局長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」に基づき、広域的な課題として検討いただきたく熊本県障がい者自立支援協議会に報告しますので、ご検討の方よろしくお願いいたします。

記

【課題1】

必要な時に適切な精神医療を受けることができる体制の構築

＜検討いただきたいこと＞

アウトリーチ事業（県事業）等の実施

【課題2】

発達障がいについて身近な地域で適切な医療を受けることができる体制の構築

＜検討いただきたいこと＞

地域医療を支える公的機関（県立病院や熊本大学病院等）における社会資源の少ない天草地域への手厚い支援

天草地域自立支援協議会報告書

① 必要な時に適切な精神医療を受けることができる体制の構築

取組の内容など詳細な情報は天草市分のみ記載しているが、天草地域自立支援協議会運営会議において上天草市及び苓北町とも共通の課題として整理した課題。

これまでの取組	取組の成果
- 令和3年度から、基幹相談支援センターを市内に4か所設置。令和6年度からは人員体制も強化（1センター1.5人→2人）し、障がい者相談支援事業を含む相談支援体制の機能を強化。 - 令和6年度から、精神保健に関する相談窓口を保健センターに設置（明確化）。併せて健診等を通じ精神疾患等の早期発見・早期受診に結び付けるための啓発を強化。 - 令和7年度から天草市単独の精神障がい者等に関する保健、医療及び福祉関係者による協議の場（天草地域自立支援協議会精神障がい者支援部会）を設置。 - 長期入院患者の地域移行推進のため、天草地域自立支援協議会精神障がい者支援部会にて、以下の取組を実施。 - 精神科病院ケースワーカーと地域の相談支援専門員の顔の見える関係づくりや医療機関への障がい福祉制度の周知を目的とした事例検討（継続的な取組）。 - 精神科病院スタッフ向けの障がい福祉制度に関する研修会の実施。 - 天草地域の精神科病院の協力を得て、精神科病院入院患者へのアンケート調査を実施。調査の結果、退院の意思がある者で医師の許可が得られた者に対し、基幹相談支援センターによる面談を実施。地域移行支援等を活用した地域移行を試行。	- 基幹相談支援センターの設置により、市民にとって身近な場所に、専門的な相談ができる環境が整備された。民生委員や地域包括支援センター等の関係機関との連携も進み、相談支援につながる障がい者が増加した。 - 保健センターが入口の相談を受ける体制を整備したことで、市民にとってハードルの低い相談窓口ができ、早期発見や早期介入の機会が増えた。 - 市単独の協議の場を設置したことで、保健センター等の庁内関係部局や精神科病院ケースワーカーとの具体的な情報が共有できるようになり連携体制が強化された。 - 障がい福祉サービス等を利用しながら約200人の精神障がい者が地域で暮らし続けている。障がい福祉サービス等を利用している人は再入院率等も低いように感じる。
現状	
- 基幹相談支援センターの相談実績は、精神障がい者の相談が最も多い。（R6：延相談件数 819件（天草市））。保健センターの精神保健に関する相談実績は、R6 延相談件数52件（天草市）。 - 精神障がい者等からの相談対応で支援者が苦慮するケースは、治療中断又は病識がないために、精神症状が活発になっているが受診につながらないケース（家族も疲弊）。精神疾患への知識不足や偏見等から受診が遅れ危機的な状況になってから相談につながるケースも多い。重層的支援体制整備事業の中でも精神障がい者への医療機関へのつながりが主要な課題の1つとなっている。 - 天草保健所で精神科嘱託医による相談があるが、相談に行くことのハードルが高く利用者が少ない。	
課題	今後の取組
- 危機的な状態になる前に支援につながる体制づくり・啓発 - 必要な時に適切な精神医療を受けることができる体制の構築 - 治療中断の予防 - 病識のない人でも医療につながりやすい体制整備	- 精神疾患や障がい福祉制度・相談窓口等の市民への周知（市） - アウトリーチ事業（県事業）として精神科病院や保健所の多職種チームによる訪問支援の実施を要望。

② 発達障がいについて身近な地域で適切な医療を受けることができる体制の構築

取組の内容など詳細な情報は天草市分のみ記載しているが、天草地域自立支援協議会運営会議において上天草市及び苓北町とも共通の課題として整理した課題。

これまでの取組	取組の成果
- 母子保健部門で、市の独自事業として発達相談を実施。嘱託の心理士で対応していたが、平成31年度から正規職員として雇用。児童福祉部門においては、平成23年度から市独自の事業として「子育て支援者サポート事業」を実施。嘱託の心理士で対応していたが、平成25年には市の正規職員として心理士を雇用し発達相談の体制等を拡充してきた。 - 令和5年度からは、発達障がい診断待機解消事業として南部発達障がい者支援センターの協力を得て、乳幼児健診時における保健師のアセスメント力向上を図っている。 - 令和4年度からは巡回支援専門員整備事業に関する人員体制を強化(1.5人→2人)。 - ことばとからだを育てる遊び方教室として、子どもの発達促進、保護者の子どもの特性理解の促進や子育ての不安解消等を目的とて、発達に不安を抱える親子を対象とした教室を開始。 - 令和3年度から本格的なペアレントプログラムを、令和5年度からペアレントトレーニングを受講できる環境を整備。 - 南部発達障がい者支援センターの協力を得て、園及び学校に対して発達障がいに関する医療機関受診についての考え方について研修を実施。	- 発達相談や乳幼児健診、ことばとからだを育てる遊び方教室等を通じ医療機関を受診せずとも療育につながる体制を整備している。 - ことばとからだを育てる遊び方教室の開始により、障がい児通所支援につながる年齢が低下。早期療育につながっている。また、障がい児通所支援以外で子どもの発達促進、保護者の負担軽減が図れている。 - ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの開始により保護者支援の場が拡充され、不安軽減等につながっている。 - 園や学校を対象とした研修会の実施により、学校が進学先や学級の選択の際に医師の診断書等を求める動きが緩和された。
現状	
- 発達障がいに対する認知が広がり専門医療機関の受診を希望する人が増加。天草市では遠方であるにも関わらず宇城市にあるこども総合療育センターの受診を希望する者が多い。 - 平成24年の制度創設以来、障がい児通所支援の利用者は増加の一途をたどっているが、令和6年度末の利用実績は437人(18歳未満人口の4.9%)。本市では障がい児通所支援の利用については医療機関の診断を条件とはしていない。 - 教育部門の会議体や各種計画作成時のニーズ調査等でも、①初診時の予約のとりづらさや②遠方の医療機関への継続受診の負担感についての意見は多く、発達障がいについて身近な場所で受診できる環境整備について望む声は多い。 - 過疎地域である天草では、小児科医も高齢化し減少してきており、法定健診においても医師の確保が困難になってきている。市町単独で専門医を確保することは難しく、特に発達障がいに関する専門医が不足している。	
課題	今後の取組
発達障がいについて身近な地域で適切な医療を受けることができる体制の構築	熊本県発達障がい医療センターである熊本大学病院や県の地域療育体制の拠点施設であるこども総合療育センター等の機能強化による社会資源の少ない天草地域への手厚い支援体制の整備を要望。

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有

・都道府県内における相談支援体制の整備状況、課題及びニーズ等の把握

・都道府県内における関係機関の連携強化

・都道府県内における広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議

・相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議

・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握及び必要に応じた助言

・市町村協議会等各地域の協議会との連携（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）

【留意点：効果的な協議会運営のための取組】

・都道府県内の相談支援の提供体制の状況等を踏まえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容、研修講師の養成等についての協議（市町村等の地域で実施されるOJT との有機的な連携等を含む）

・都道府県相談支援体制整備事業によって実施する市町村等への支援の内容及び配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議

・管内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言、実施する基幹相談支援センター機能強化事業の評価・助言

・相談支援に係る広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた協議（離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための体制等についての協議を含む。）

・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」（令和6年3月29日 障発0329第26号、こ支障89号）

熊本県障がい者自立支援協議会設置要項

（協議事項）

第3 県自立支援協議会は、以下の各号に掲げる事項について協議するものとする。

（1）県内の地域自立支援協議会から報告された障がい者等への支援体制に関する課題の共有、検討及び助言

（2）各障がい保健福祉圏域（以下「圏域」という。）の相談支援体制の整備状況、課題、ニーズ等の把握、評価及び助言

（3）相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）に関する検討

（4）熊本県障がい福祉計画の策定並びに進捗状況の把握及び助言

（5）県内における関係機関の連携強化、広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議

（6）地域自立支援協議会との連携

（7）県内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言並びに実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言

（8）都道府県相談支援体制整備事業によって実施する市町村等への支援内容及び配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議

（9）その他（障がい者の相談支援等に係る広域的又は複数圏域にまたがる課題等）に関し、県自立支援協議会で必要と判断された事項に関する検討等）

熊本県障がい者自立支援協議会の体制

県 熊本県障がい者自立支援協議会

委員：20名（学識経験者、障がい者団体等、事業者、相談支援等、雇用、教育、企業）

機能と役割

- 地域の実態把握、情報の共有機能：地域自立支援協議会との情報交換、情報共有
- 地域の相談支援体制のバックアップ：地域自立支援協議会（相談支援体制）の評価、地域自立支援協議会に対する支援（地域で解決できない課題の受け皿）
- 課題の抽出・整理機能：地域課題・広域的課題の抽出、優先課題の整理
- 広域・専門的相談支援の調整機能：発達障がい、就労支援、高次脳機能障がい等の地域における統合化・横断化された組織の動きを共有化
- 人材育成・確保機能：相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修等の研修体制の整備
- 熊本県障がい福祉計画：県障がい福祉計画の策定（変更）及び進捗状況の把握

研修企画部会

委員：11名

- ・相談、サビ児管研修企画の助言
- ・スキルアップ研修検討
- ・次世代指導者育成のあり方

相談・サビ児管研修の実施

精神障がい者支援部会

委員：8名

- ・地域課題について情報共有、課題解決

地域

相談支援

障害福祉サービス

障がい者・家族

個別支援会議

市町村

地域自立支援協議会

機能

- 情報機能：困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
- 調整機能：地域の関係機関によるネットワーク構築
- 開発機能：地域の社会資源の開発、改善
- 教育機能：構成員の資質向上の場
- 権利擁護機能：権利擁護に関する取組の展開
- 評価機能：委託相談・基幹相談の運営評価

【県内の地域自立支援協議会】

- ・熊本市障がい者自立支援協議会
- ・有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会
- ・山鹿市障害者支援地域協議会
- ・菊池圏域地域自立支援協議会
- ・阿蘇圏域自立支援協議会
- ・上益城圏域自立支援協議会
- ・宇城圏域障がい者支援協議会
- ・八代圏域障がい者支援協議会
- ・水俣・芦北圏域障がい者総合支援協議会
- ・芦北町自立支援協議会
- ・人吉球磨障がい者総合支援協議会
- ・天草地域自立支援協議会

他法に基づく会議体

熊本県障害者施策推進審議会

熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議

熊本県発達障がい者支援地域協議会

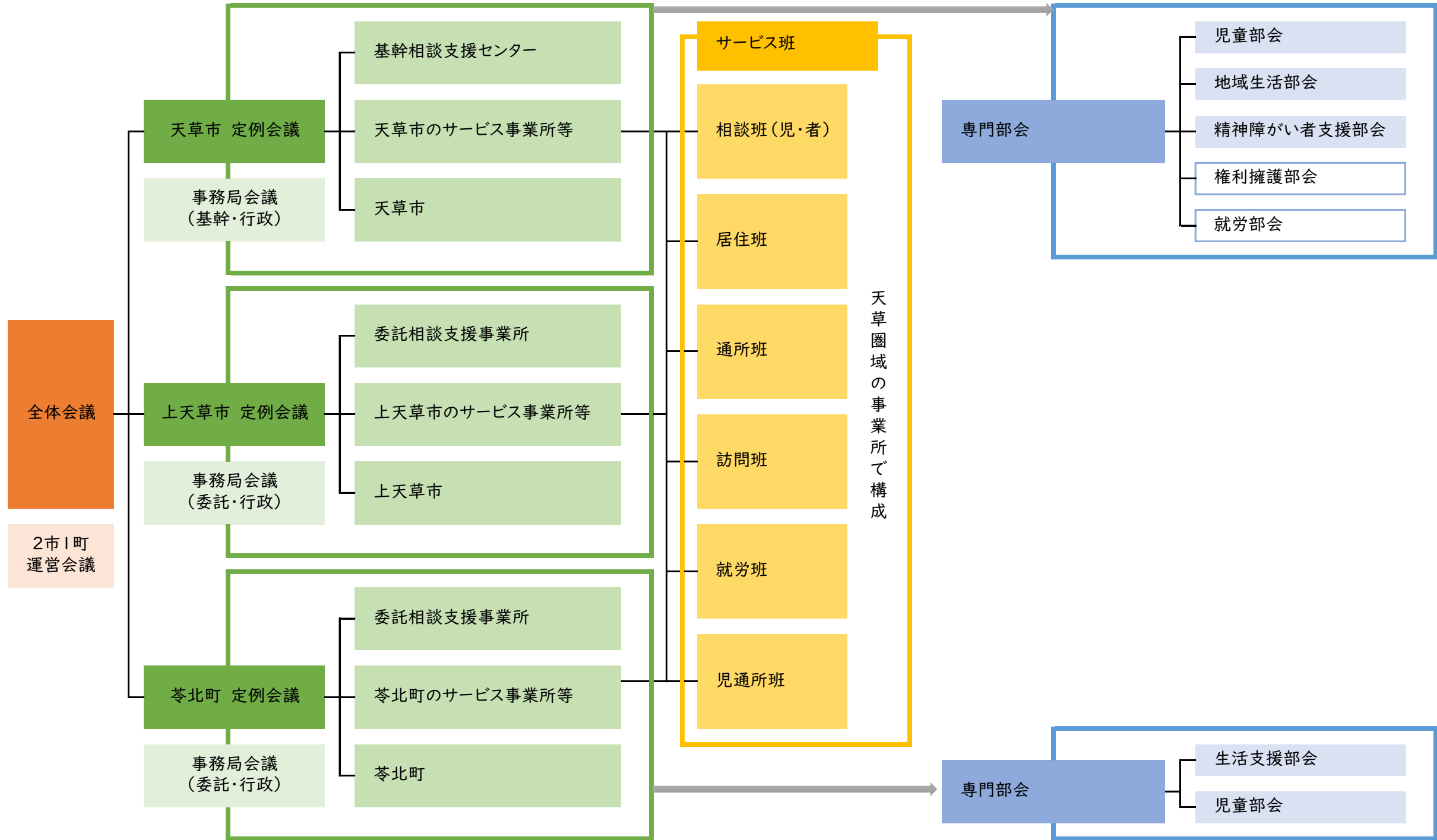
熊本県医療的ケア児等支援検討協議会

・・・等

情報提供
情報共有

熊本県障がい福祉計画に位置付ける雇用・労働分野の関係機関と連携を深めるための協議会

令和7年度 天草地域自立支援協議会 体制図



令和 7 年度 天草地域自立支援協議会全体会議会議録(抜粋)

1. 会議の日程：令和 7 年 7 月 25 日（金）
2. 会議の開閉：開会 14：00、閉会 15：40
3. 会議の場所：天草市民センター 展示ホール
4. 会議の出席者：別紙の通り
5. 会議の概要

(1) 議題

3) 天草圏域の地域課題について

各担当者から現状等の説明があり、意見が出された。

② 必要な時に適切な精神医療を受けることができる体制の構築

【天草市福祉課 浦田氏】

基幹相談支援センターや委託相談支援事業所では、精神障がいのある方や精神疾患の疑いがある方に関する相談が増加しています。治療を中断して病状が悪化したり、病識がないために医療機関に繋がらないケースが多く、特に自傷や他害の危険がある状態での相談が目立っています。

家族だけでは受診を促すことが難しい場合、保健師や相談支援事業所が訪問して受診を勧めることがありますが、本人の拒否が強く、医療に繋がらないことが多いです。天草保健所では精神科嘱託医による相談の機会がありますが、相談に行くことのハードルが高く、利用者は少ない状況です。

精神症状が活発な場合には精神科病院での治療が必要であり、受診を促す支援が求められています。県事業の「アウトリーチ事業」では、精神科病院や保健所の多職種チームによる訪問支援が行われており、実施を検討していただきたい。

また、精神の問題は医療だけでは解決せず、生活面の困難が問題を悪化させることもあります。各市町では「医療」と「生活支援」の両輪を充実させ、危機介入を未然に防ぐ体制を整えたいと考えています。医療・保健・福祉が連携しながら支援体制を構築していくことが重要と考えています。

【熊本県天草保健所次長 三宅氏】

精神疾患を持つ方々の療養や受診について、保健所にも「病院につながらない」という相談が多く寄せられています。熊本県では、平成 20 年代前半にアウトリーチ事業が病院でモデル事業として実施されていましたが、その後は続いていない状況です。アウトリーチ事業は医師や心理士、相談員が自宅に出向く充実した支援ですが、精神科医療機関の人手不足や県の予算確保が課題となっています。

天草地域からの意見として、アウトリーチ事業の実施について県に要望を伝えま

すが、一足飛びには実現が難しいのも現状だとも思います。精神疾患を抱える方々により良い支援を提供するためには、関係機関が連携し、受診の重要性を理解してもらうことや危機的状态に陥る前からの支援体制の構築が必要です。保健所も関係機関とともに努力していく意向です。

【社会福祉法人啓明会苓山寮 飽田氏】

実際に訪問しなければならない人や相談する人はどれくらいいるのか。多職種による訪問支援はどういう資格の人が訪問できるのか。保健所にくる相談の数を把握されていると思うが、潜在的な数は誰が把握しているのか。

【熊本県天草保健所次長 三宅氏】

精神疾患で病院を受診している人数や相談件数は把握できるものの、まだ相談に繋がっていない方々を把握するのは難しい状況です。この部分については、市町が対応しているため、市町の方で把握していると考えられます。

アウトリーチ事業のイメージとしては、医師や心理職、精神保健福祉士（PSW）などの専門職がチームを組んで実施することが想定されています。家庭訪問を行う際には、事前の準備がかなり必要になると考えられます。

【天草市福祉課 浦田氏】

天草市における精神障がいのある方からの相談件数は、令和6年度に811件です（資料PII「福祉行政報告例」に記載）。ただし、811件の中で訪問を必要とした人数については、現在手持ちの資料がないため、具体的な回答はできない状況です。

③ 発達障がいについて身近な地域で適切な医療を受けることができる体制の構築

【天草市福祉課 浦田氏】

近年、発達障がいに対する認知が広がり、専門医療機関への受診希望者が増加しています。特に天草市では、宇城市にあるこども総合療育センターへの受診希望が多く、遠方であるにもかかわらず保護者はその医療を求めています。

専門医療機関の受診には、①初診時の予約が取りづらいことと、②遠方の医療機関での継続受診の負担感という二つの課題があります。南部発達障がい者支援センターわるつの支援を受け、乳幼児健診時の相談対応力を向上させる取り組みが行われています。また、発達確認や進学・進級に関する相談は医療機関でなくても対応可能なことが多いため、別の場での対応を進めていますが、医療を必要とする子どもも多く存在します。

過疎地域である天草では、市町単独で専門医を確保することが難しく、特に発達障がいに関する専門医が不足しています。保護者が遠方でもこども総合療育センタ

一を希望する理由があり、地域住民が望む医療体制について再検討が求められています。

県立病院や熊本大学病院のような公的機関が地域医療を支える役割を担っており、特に社会資源が少ない天草地域においては、手厚い支援体制の確保について検討いただきたい。

【白い雲の会 堤田氏】

専門医の不足や初診時の受診予約の取りづらさについては、以前から何度も問題提議しており、昨年度の天草地域療育ネットワーク会議でも問題提議した。専門医が不足している理由として診療報酬が低いために医師が少ないとの話もあります。地域的な課題として、最も多い障がいに関連する受診の負担感や初回受診の難しさを解決できる方法を模索していく必要があると考えます。

【熊本県広域本部保健福祉環境部福祉課長 林氏】

診療報酬については福祉課では詳細がわからないものの、民間の医師が赤字経営を続けている場合、医師が不足する可能性はあると思います。ただし、実際に診療報酬が安いかどうかは把握していません。

福祉の観点からは、県の施策として医療体制の整備を柱の一つにして取り組んでいます。初診時の受診予約が取りづらい問題は、天草だけでなく熊本県全体で医師が少なく、何ヶ月も待たなければならないという状況があると報告されています。この問題に対処するため、発達障がい診断待機解消事業を実施しており、申し込みから受診までの期間は徐々に短くなっていると報告を受けています。

天草市の具体的な待機期間についての情報を提供いただけると、障がい者支援課に具体的な事例として伝えることができると考えます。昨年度の天草地域療育ネットワーク会議では、発達障がい診断待機解消事業が天草地域では令和6年度に127件実施されており、医療が必要な人が早くつながることに寄与していると捉えています。

【天草圏域児童発達支援センターすくすく園 西岡氏】

最近、発達障がい診断待機解消事業の効果により、受診までの待機期間が少し短くなっていると感じています。以前は確実に3か月待ちだったのが、今年度や前年度の暮れからは、こども総合療育センターにつながる子どもたちが1〜2か月でつながるようになってきました。

【天草南地域障がい相談支援センターダンデライオン 佐々木氏】

家族の立場からも意見を述べます。発達障がい診断待機解消事業では住み分けが

行われていますが、就学の際には診断が必要であり、医療体制が依然として弱いと感じています。こども総合療育センターの話がありましたが、他の医療機関では新規の受診が難しい状況にあります。また、発達障がいに関する医療体制の構築は避けられない課題であり、特に強度行動障がいを有する者の支援体制の弱さも医療体制の問題として捉えています。

ハイリスクの子どもを早期に見つけるためには、現在のところ医療に頼らざるを得ない状況です。生活に関する改善は教育や福祉で担える部分もありますが、医療体制が整わないと、発達障がいや強度行動障がいのある方をどのように支えるかをじっくり考える必要があると考えます。

自身も子どもが生まれてから毎月熊本市内までの受診を続けていますが、その体制について疑問を持っており、受診が難しい家庭も多いため、この課題に取り組んでほしいと思います。

【会長】

意見の整理を行い、報告１と４については現状報告と将来的な取組への協力依頼が含まれています。報告２と３については、専門部会協議等で地域課題の解決が困難とされており、現状の課題解決に向けた具体的な意見は出ていないと感じています。

本協議会は障害者総合支援法に基づき、障がい者等を支援するために天草地域の課題解決を目的としたもので、地域の関係者が協議を行っています。全国の自治体で同様の取組が進められており、地域の自立支援協議会で解決困難な課題は、県単位の自立支援協議会が協議・解決を図ることができる制度が整備されています。そのためには、本協議会から県の協議会に報告する必要があります。

この点について、報告２と３を天草地域自立支援協議会として県協議会に報告し、より広範な知見による解決の協議を求めることを提案しますが、異議はありませんか。

異議なし

【会長】

異議がないとのことで、本件は県の自立支援協議会に報告することとします。報告文案については、ここでの意見や協議を踏まえ、会長が調整を行うことを提案しますが、よろしいでしょうか。

異議なし

【会長】

承知しました。それでは、本件はそのように取り計らうことといたします。何か他にご相談やご要望があれば、お気軽にお知らせください。

(4)閉会

事務局が閉会を宣告。